



投票日

10月24日(日)

告示日

10月17日(日)

選挙広報

# 安来市議会議員 一般選挙

10月24日（日）は安来市議会議員一般選挙の投票日です。

この選挙は、私たちの“ふるさと安来市”の未来を託す、最も身近で大切な選挙です。有権者の皆さんは、候補者をよく知り、自分の意思で一票を投じてください。

選挙公報は、10月19日ごろから22日にかけて各ご家庭へお届けします。また、市役所各庁舎、各地区交流センターにも配置します。

## 今回の選挙で投票できる人（6月1日現在の有権者数：32,018人）

選挙人名簿に登載されていて、次の要件を満たす人です。

- ①平成15年10月25日までに生まれた人（投票日に満18歳以上の人）。
- ②安来市に転入した人で、令和3年7月

16日までに転入届を提出し、引き続き居住している人。市外に転出した人は投票できません。

投票所の場所や時間は、4ページをご覧ください。

## 入場券をお持ちください

投票の際は入場券をお持ちください。

入場券は、10月上旬から順次発送予定です。10月17日までに配達が完了する見込みですが、同世帯の人でも郵便事情により別の日に届くことがあります。手元に届かない、紛失した場合や

## 投票の方法（代理・点字投票）

自分の選んだ候補者一人の氏名を自書して投票します。

### 【代理投票と点字投票】

心身等が不自由な人のために代理投票と点字投票の方法があります。希望する人は投票所でお申し出ください。

## 期日前投票

投票日に投票ができない人は「期日前投票」ができます。在住地に関係なく、市内3カ所の期日前投票所でできます。

### 【期日前投票ができる人】

- ①投票日に仕事や冠婚葬祭のため、投票時間内に投票ができない人。
- ②投票日に何らかの用事（旅行、介護、各種大会等）や事故のため、投票区域外に旅行または滞在する人。
- ③病気や出産等のため、投票日に投票所へ行くことができない人。
- ④移動が難しい島等に居住または滞在做る人。
- ⑤住所移転のため、市外に居住する人。
- ⑥災害や悪天候等が見込まれ、投票日に投票所へ行くことが難しい人。

※⑥は、新型コロナウイルス感染症対策として期日前投票を利用する場合を含みます。

### 【期日前投票の場所・期間等】

期日前投票は、基本的に投票日の手続きと同じです。入場券（未着の場合は不要）をお持ちになり、受け付けを

投票所に入場券を忘れた場合でも投票はできますのでお申し出ください。

入場券は一人一枚です。ご自分の入場券であることを確認して投票所へお持ちください。

入場券が届いても、投票日までに安来市から転出した人は投票できません。

- 代理投票…心身が不自由なため自分で投票用紙に記入できない人などが投票所で、自分に代わって投票事務員などに書いてもらう方法です。
- 点字投票…点字ができる目の不自由な人が投票所で、自分で点字を使って投票する方法です。

### 入場券裏面

<input type="checkbox"/> 投票の際は、本券を投票所の受付に提出してください。（本券を忘れたり紛失した場合も投票はできません） <input type="checkbox"/> 本券を受けた方でも、投票する日までに選挙権のない場合は投票することができません。（本券は事前に作成しているため、作成後の異動等が反映されていない場合があります。）		
～期日前投票をされる方～ 下記の「期日前投票宣誓書」にあらかじめご記入ください。受付時間が短縮となり、感染リスクを下げるができます。 ※投票日当日に投票される場合は、記載不要です。		
期日前投票宣誓書 私は、市議選挙の当日、下記の事由に該当する見込みであり、以下の記載が真実であることを誓います。 令和 年 月 日		
氏名		
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
選挙人名簿に記載されている住所	※現住所と異なる場合のみ記入してください 1 仕事・学業・冠婚葬祭等 2 投票区外に外出・旅行等 3 病気・けが・出産・歩行困難等 4 交通至難の島等に滞在 5 住所移転で市外に居住 6 天災・悪天候 ※新型コロナウイルス感染症対策含む	
期日前投票の事由（いずれか1つに○印）		
期日前投票所	期日前投票期間	時間
安来中央交流センター（安来中央公民館）	10月18日	8時30分～20時
安来市役所 広瀬庁舎	～10月23日	
安来市役所 白木庁舎		
※ いずれの期日前投票所でも投票ができます。		

今年の選挙から、入場券裏面の「宣誓書」欄に、当日来られない理由などを事前に記載できるようになりました。受付時間が短縮でき、新型コロナウイルスの感染リスクを下げるにつながります。

してください。各期日前投票所の場所や時間は、4 ページをご覧ください。

## 不在者投票

### ①市外に滞在している人

仕事などで市外に滞在中の人は、安来市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、投票用紙を受領した後、滞在地の選挙管理委員会へ行って投票します。

### ②入院・入所中の人

不在者投票ができる病院や施設に入っている人は、病院長や施設長に申し出るにより、そこで投票することができます。

安来市周辺で不在者投票ができる病院などは下表のとおりです。

### ③投票する時点で、18歳に到達していない新有権者

投票日当日において満18歳以上の人も、投票日前に（17歳の時点で）投票をする場合、期日前投票ではなく、不在者投票となります。

### 不在者投票ができる施設

市町	指定病院・施設
安来市	安来第一病院・安来市立病院・養護老人ホーム鴨来荘・特別養護老人ホームしらさぎ苑・特別養護老人ホームやすぎの郷・特別養護老人ホーム尼子苑・特別養護老人ホーム伯寿の郷・介護老人保健施設昌寿苑・介護医療院昌寿苑・介護老人保健施設コスモス苑・ケアハウスやすぎ
松江市	国立病院機構松江医療センター・松江市立病院・松江生協病院・松江赤十字病院・玉造病院など
雲南市	雲南市立病院など
奥出雲町	奥出雲病院など
米子市	鳥取大学医学部附属病院・国立病院機構米子医療センター・博愛病院・山陰労災病院・皆生温泉病院・高島病院など
南部町	西伯病院など

## 郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、投票所での投票が極めて困難な人は、自宅等で郵便等による投票をすることができます。

### 郵便投票ができる人

手帳の種類等	内容	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障がい	1級・3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

### 郵便投票対象者で郵便による代理投票ができる人

手帳の種類等	内容	等級など
身体障害者手帳	上肢または視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚の障がい	特別項症～第2項症

### 【郵便投票の方法】

事前に市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。まだ交付を受けていない人や期限が切れている人は早めに手続きをしてください。

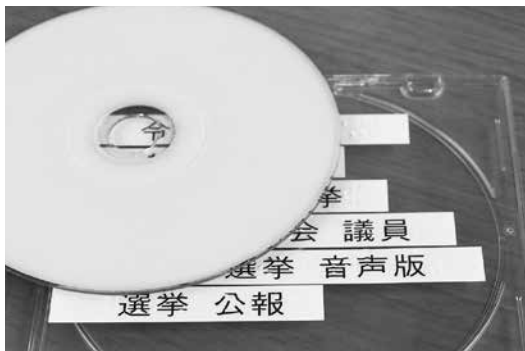
その後、投票用紙の請求をしてください。投票用紙の請求期限は10月20日（水）です。

## 選挙公報「音声版」を送付します

目の不自由な人には選挙公報「音声版」をお届けします。

ご家族や友人などにお知らせいただきますようお願いいたします。送付を希望する人は、市選挙管理委員会までご連絡ください。

▶音声  
録音した  
CDをお  
届け  
します。



## 開票

開票事務は10月24日（日）20時30分から安来市総合文化ホール アルテピアで行います。選挙人は開票状況を観望することができます。開票作業に支障がないよう、みなさんのご協力をお願いします。

当日は市ホームページのほか、どじょっこテレビのデータ放送でも市内の投開票の状況をお知らせします。

▶令和2年に実施した安来市長選挙および市議会議員補欠選挙の開票作業。



選挙に関する問い合わせ  
安来市選挙管理委員会  
〒692-8686 安来市安来町 878-2  
電話 23-3135

## 期日前投票所一覧

場所	期間	時間
安来中央交流センター 1階集会室	10月18日 ～23日	8時30分 ～20時
市役所 広瀬庁舎1階 特設会場		
市役所伯太庁舎 1階ロビー		

## 投票所一覧

投票区	投票所	投票時間
1	十神小学校図工室	7時 ～19時
2	市役所安来庁舎	
3	社日小学校	
4	旧城谷保育所	7時 ～18時
5	宇賀荘幼稚園	
6	安来第二中学校	
7	能義こども園	7時 ～19時
8	安来市学習訓練センター	
9	切川保育所	
10	認定こども園荒島	7時 ～18時
11	安来第三中学校	
12	飯梨小学校	
13	認定こども園大塚	7時 ～18時
14	吉田交流センター	
15	島田こども園	
16	市役所広瀬庁舎 ※今年の選挙に限り変更	7時 ～18時
17	広瀬中央公園総合体育館	
18	つどいの里ひろせ (旧月照園)	
19	比田交流センター	
20	東比田交流センター横 体育館	
21	西谷交流センター	
22	奥田原交流センター	
23	山佐交流センター	
24	下山佐交流センター	
25	菅原交流センター	
26	布部交流センター	
27	宇波交流センター	
28	いきいきの郷はくた	
29	母里交流センター	
30	井尻老人福祉センター	
31	赤屋交流センター	

第16投票区は変更しています。